

熊本県保険医協会 F A X 情報（その7）

熊本地震による被災に際し、「一部負担金の支払いが猶予または免除される取扱い」に該当し、一部負担金の支払いを猶予または免除した場合のレセプトの請求方法について、熊本県国保連合会と支払基金本部（支払基金熊本支部）にそれぞれ確認しましたので、お知らせいたします。

一部負担金の支払いを猶予・免除した場合のレセプトの請求方法

（1）以下の2つに分けて、熊本県国保連合会または支払基金熊本支部に請求します。

1. 一部負担金の徴収が“ある”レセプト（通常の保険請求をするレセプト）
2. 一部負担金の徴収が“ない”レセプト（10割を保険請求するレセプト）

※ 被災により保険証の提示ができなかった患者のレセプトも、上記の2つに区分けし、他の患者のレセプトと混ぜて請求します。

（2）一部負担金の徴収が“ない”レセプトのみ、欄外上部に赤色で「災1」と記載します。

※ 電子レセプトで請求する場合は、レセプト共通レコードのレセプト特記事項に「96」、保険者レコードの「減免区分」には該当するコード、摘要欄の先頭に「災1」と記録します。

（3）同一患者について、同月に下記①と②の診療分が混在する場合も、①と②の診療分ごとに分けてレセプトを作成し、一部負担金の徴収が「ある・ない」の2つに分けて審査支払機関に請求します。

- ① 一部負担金の徴収が“ある”診療分（震災前）
- ② 一部負担金の徴収が“ない”診療分（一部負担金の支払猶予・免除後）

<追加のお知らせ>

「協会けんぽ」も、猶予・免除の取扱い（例：住家の全壊など）に該当する場合は、一部負担金の支払いを「免除」することを決定しました。

（協会けんぽHP）

<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/g5/cat550/sinsai/H28kumamotojisin/20160422001/20160422001>

なお、「協会けんぽ」以外の健保組合等につきましては、誠に恐れ入りますが、各健保組合等へ個別にご確認いただければ幸いです。